○公立大学法人新見公立大学保健管理センター規程

平成27年４月１日

規程第111号

改正　平成31年４月１日規程第111号

令和２年４月１日規程第111号

令和３年４月１日規程第111号

（設置等）

第１条　公立大学法人新見公立大学（以下「法人」という。）に、保健管理センター（以下「センター」という。）を置く。

２　センターは、学内の関係部局等と連携を図りながら、新見公立大学（以下「本学」という。）における学生及び職員の健康の保持増進を図るとともに、障がいのある学生（以下「障がい学生」という。）が学生生活において、適切な支援を受けられる体制を整備し、その支援を円滑に実施する。

３　前項の目的を達成するため、本学の職員は相互に連携、協働し、学生支援業務を行うものとする。

（業務）

第２条　センターにおいては、次に掲げる業務を行うものとする。

(1)　定期健康診断及び事後の保健指導に関すること。

(2)　実習、課外活動等における健康管理に関すること。

(3)　学生及び職員からの相談に関すること。

(4)　健康教育に関すること。

(5)　応急処置に関すること。

(6)　学内の環境衛生及び感染症予防についての指導並びに感染症対策に関すること。

(7)　保健管理に関する調査研究に関すること。

(8)　障がい学生に対する修学支援に関すること。

(9)　障がい学生支援情報等の各種啓発活動に関すること。

(10)　障がい学生支援のコーディネートに関すること。

(11)　障がい学生支援者の養成及び研修に関すること。

(12)　支援に当たる職員のサポートに関すること。

(13)　障がい学生支援に関する調査研究に関すること。

(14)　その他健康支援及び障がい学生支援に必要な事項

（組織）

第３条　センターに次に掲げる職員を置く。

(1)　センター長

(2)　副センター長

(3)　メディカルスタッフ

(4)　学科教員　各３人

(5)　総務課長

(6)　学生課長

(7)　学生課職員　１人

(8)　教務課長

(9)　教務課職員　１人

２　センターに、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第23条に基づき、学校医を置く。

３　センターに、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第13条に基づき、産業医を置く。

４　センターに、労働安全衛生法第12条に基づき、衛生管理者を置く。

５　センターに、非常勤カウンセラーを置く。

（センター長）

第４条　センター長は、センターの業務を掌理するものとし、法人の役員又は職員のうちから理事長が任命する。

２　センター長の任期は、２年を超えない範囲内とし、再任を妨げない。ただし、センター長が欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

３　副センター長は、センター長の業務を補佐しセンター長に事故があるときはその職務を代理するものとし、理事長が指名する。

４　副センター長の任期は、２年を超えない範囲内とし、再任を妨げない。ただし、副センター長が欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第５条　会議は、センター長が招集し、その議長となる。

２　会議は、第３条第１項に規定する職員（以下「センター職員」という。）の過半数をもって成立する。

３　議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときはセンター長の決するところによる。ただし、学生及び職員の健康の保持に緊急を要する場合は、この限りでない。

４　センター長が必要と認めたときは、センター職員以外の者をセンター会議に出席させ、

意見を聴くことができる。

（保健室）

第６条　センターに、学生及び職員の健康管理及び支援を行うため、保健室を置く。

（カウンセリングルーム）

第７条　センターに、学生及び職員の相談業務を行うため、カウンセリングルームを置く。

（事務）

第８条　センターの事務は、学生課において処理する。

（委任）

第９条　この規程に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この規程は、平成27年４月１日から施行する。

附　則（平成31年４月１日規程第111号）

この規程は、平成31年４月１日から施行する。

附　則（令和２年４月１日規程第111号）

この規程は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和３年４月１日規程第111号）

この規程は、令和３年４月１日から施行する。